

平成30年(ワ)第24351号 損害賠償請求事件

原 告 アンビカ・ブダ・シン

被 告 国 外1名

## 原告第18準備書面

令和5年1月3日

東京地方裁判所民事第4部 御中

原告訴訟代理人弁護士	鬼 束 忠 則
同	小 川 隆太郎
同	橋 真理夫
同 (主任)	川 上 資 人
原告訴訟復代理人弁護士	海 渡 雄 一

原告は、第1において、令和4年12月18日付事務連絡を踏まえて、以下のとおり、因果関係に関する主張を改めて明確にし、第2において、被告東京都準備書面(1)に対して、法適用と事実の認定に関する被告東京都の主張がミスリーディングな点等について、以下のとおり反論を加えることとする。

### 目次

第1 仮に亡アルジュン氏の死因が筋挫滅症候群であった場合にも、手足等の腫れや鬱血が確認された時点で病院へ搬送し適切な治療を受けさせていれば、亡アルジュン氏の死の結果は回避可能であったこと	2
第2 被告東京都の準備書面(1)に対する反論	4
1 秩序維持のために戒具使用が認められるとの被告らの主張について	4

第1 仮に亡アルジュン氏の死因が筋挫滅症候群であった場合にも、手足等の腫れや鬱血が確認された時点で病院へ搬送し適切な治療を受けさせていれば、亡アルジュン氏の死の結果は回避可能であったこと

原告は、亡アルジュン氏の死因について、その主たる死因は肺動脈血栓症であるものの、筋挫滅症候群の可能性も否定されないと主張している。そして仮に亡アルジュン氏の死因が筋挫滅症候群の場合であっても、手足等の腫れや鬱血が確認された時点で病院へ搬送し適切な治療を受けさせていれば、亡アルジュン氏の死の結果は回避可能であったと主張しているものである（訴状11頁、甲1・13頁）。

すなわち、亡アルジュン氏について手足等の腫れや鬱血が確認された時点で病院に搬送するなどしていれば、緊縛された部位より中枢側を縛るなどして、筋肉が壊死し、筋肉細胞から血中に漏れ出したもの（カリウムやミオグロビン）が全身をめぐらないようにした上で、透析を行うなどの措置を講じれば、救命が可能であった。カリウムやミオグロビンは血液の流れに乗って全身に運ばれるが、一度にすべてのカリウムやミオグロビンが運ばれるのではなく、氷が溶けるようにゆっくりと運び出され、血液中のカリウムやミオグロビン濃度は徐々に上昇し、致死量に達するには一定の時間を要するものの、その具体的な時間はミオグロビンによる腎臓傷害との兼ね合いもあり、また個体差も顕著であるため断定はできないとされる（甲7・5頁）。また、時間を置いて、複数回に分けて緊縛が解除されたとすれば、緊縛解除されるごとに、各々の部位から緊縛されていた筋肉の体積に応じたカリウム、ミオグロビンが徐々に血液中に流れ出すところ、致死量のカリウム量に達するのは、緊縛解除された筋肉の体積と、緊縛解除される時間間隔に依存するので、30分以上の時間を必要とする可能性がある（甲7・6頁）。

本件においては、まず護送準備の際、亡アルジュン氏の膝に装着された捕縄が解除され、腰・手首に装着されたベルト手錠が護送用手錠に戒具が付け替えられたも

のの、足首の新型捕縛は解除されずに装着されたままであった。次に検察庁の取調べ時に、担当検察官事務取扱検察事務官の指示で亡アルジュン氏の護送用手錠が片手だけ解除された。このように本件では時間を置いて、複数回に分けて緊縛が解除されている。したがって、足首の新型捕縛は解除されずに装着されたままであり、手首はいったん解除されたものの直ちに別の戒具を装着されていること、及び実際に亡アルジュン氏が PEA（無脈性電気活動＝心電図上、波形は認められるが現実には脈が触れないもの）となったのは検察庁に送致され取調べを受けていた午前 1 時 34 分であったことからすれば、少なくとも平成 29 年 3 月 15 日午前 9 時 02 分（丙 5 号証動画 5 の時間表示 9：10：25 時点）ないし午前 9 時 18 分にベルト手錠及び捕縛が解除された直後に、一見して明らかに亡アルジュン氏の護送手錠を装着された部位（手首）から先（指側）が強く腫れて鬱血し、赤黒く変色して虚血状態であることを留置担当官らが現認した時点において、いずれかの留置担当官が、直ちに医師に連絡して、病院に搬送すると共に、腎透析など適切な治療を受けさせていれば、時間的猶予は十分あり、亡アルジュン氏の一命を取り留めることは可能であったものである。

また、平成 29 年午前 10 時 34 分頃の取調室入室時において、亡アルジュン氏は、通常は警察官 1 名に連行ロープを持たれて入室するところ、警察官 3 名に車椅子に乗せられて一緒に入室して取調机の周囲に警察官 3 名が着席するという異常な状況であった（丙 29 号証・9 頁）。また着席後も、亡アルジュン氏は「大声を発したり、標準手錠を引っ張ったり、新型捕縛を装着された状態の両足で事務机を蹴り上げるなどして」いたとされている（丙 29 号証・9 頁）。こうした異様な状況及び状態を踏まえて、担当検察官事務取扱検察事務官が、速やかに亡アルジュン氏の体の状態等を確認していれば、一見して明らかに亡アルジュン氏の護送手錠を装着された部位（手首）から先（指側）が強く腫れて鬱血し、赤黒く変色して虚血状態であることを現認することとなる。片手の護送用手錠が解除する前のその時点において、担当検察官事務取扱検察事務官が、直ちに医師に連絡して、病院に搬送

すると共に、腎透析など適切な治療を受けさせていれば、亡アルジュン氏の一命を取り留めることは可能であった。このことは、亡アルジュン氏が片手の護送用手錠を解除して直ちに意識不明になったのではなく、解除後に取調べが開始され、なお「大声を発したり、事務机を蹴り飛ばす行為を続けたほか、体を反らして車椅子からずり落ちることが何度かあ」り、かつ、午前10時43分頃（被告国準備書面（1）・5頁）に「取調べを中断して一旦退室し」（丙29・9頁）、午前10時45分頃に戻って取調べを再開した後も午前11時頃まで（被告国準備書面（1）・6頁）、「亡アルジュンさんは、大声を発したり、体を前後左右に振ったり、事務机を蹴るなどして」いたとされており（丙29・9頁）、実際に亡アルジュン氏がP E A（無脈性電気活動＝心電図上、波形は認められるが現実には脈が触れないもの）となつたのは検察庁に送致され取調べを受けていた午前11時34分であったことからすれば、片手錠解除から死亡までに、50分ないし1時間程度の時間的猶予が存在すること、及び現に検察庁医務室の看護師2名が現場に駆けつけていたこと（被告国準備書面（1）6頁）からも裏付けられる。

## 第2 被告東京都の準備書面(1)に対する反論

### 1 秩序維持のために戒具使用が認められるとの被告らの主張について

被告東京都は、準備書面(1)の24頁で、既に廃止された法律である監獄法に基づいて、「戒具は、刑事収容施設法213条1項各号のいずれかの行為をするおそれがある場合に使用することができることに加え、留置施設全体の平穏を害してその秩序維持に支障を与える等被疑者拘禁の目的に反する結果を招来する行為があると認める場合も含むものと解すべき」などと述べ、条文の要件に規定されていない「留置施設全体の平穏を害してその秩序維持に支障を与える等被疑者拘禁の目的に反する結果を招来する行為があると認める場合」にも戒具使用が許されるとして新たな戒具使用要件を独自に主張している。

しかし、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（以下、「同法」

という。）は、214条の保護室収容要件では、「留置施設の規律及び秩序を維持するため特に必要があるとき。」（1項2号）との要件を規定する一方で、213条の戒具使用要件では同要件を明示的に除外している。

監獄法を廃止し、その全面改正として立法された刑事収容施設法の立法趣旨は、「明治41年に制定された監獄法は、被収容者の権利義務関係や職員の権限が法律上明確にされていないなど、今日では極めて不十分な内容となって」いた、また「受刑者以外の被収容者については・・・受刑者の処遇との間で不合理な法律上の格差が生じることとなっていた」ことなどから、「規律秩序の維持のための措置の要件の明確化」（以上、引用は別紙法務省資料「監獄法から刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律」から）などを図ることで、規律秩序維持措置との名の下での要件及び目的等の不明確な有形力の行使を禁止・抑制し、もって被収容者の権利を保障する点にある。

そして、刑事収容施設法は、このような立法趣旨に基づき、214条1項2号の保護室収容要件では「留置施設の規律及び秩序を維持するため特に必要があるとき」と規定する一方で、戒具使用要件である213条からは同要件を除外したのである。つまり、213条が同要件を除外した趣旨は、「留置施設の規律及び秩序を維持するため特に必要があるとき」という目的との関係において関連性のない戒具使用を禁止し、被収容者の権利を保障する点にある。

さらに、213条は、「留置施設の規律及び秩序を維持するため特に必要があるとき」との要件を除外しただけでなく、3項で「保護室が設置されていない留置施設においては、留置担当官は、被留置者が留置担当官の制止に従わず大声を発し続けて、留置施設内の平穏な生活を乱す場合において、他にこれを抑止する手段がないときは、留置業務管理者の命令により、防声具を使用することができる。この場合において、その被留置者が防声具を取り外し、又は損壊することを防ぐため必要があるときは、その使用と同時に捕縄又は手錠を使用することができる。」とし、目的と手段の関係を吟味してこれを明確化し、

関連性のある手段だけを許可することで、規律秩序維持措置との名の下での要件及び目的等の不明確な戒具使用を禁止・抑制し、被収容者の権利を保障している。

このように、戒具使用要件を定める同法213条が、保護室収容要件を定める同法214条の「留置施設の規律及び秩序を維持するため特に必要があるとき」という要件を明示的に除外していること、さらには213条3項を含む同条全体の条文の構成からも、「留置施設の規律及び秩序を維持するため特に必要があるとき」には戒具使用が許されるとの解釈が成立しえないことは明らかである。

よって、「戒具は、刑事収容施設法213条1項各号のいずれかの行為をするおそれがある場合に使用することができることに加え、留置施設全体の平穏を害してその秩序維持に支障を与える等被疑者拘禁の目的に反する結果を招来する行為があると認める場合も含むものと解すべき」などと述べ、同法213条に規定されていない「留置施設全体の平穏を害してその秩序維持に支障を与える等被疑者拘禁の目的に反する結果を招来する行為があると認める場合」にも戒具使用が許されるとする被告東京都の主張は、監獄法を全面改正して立法された刑事収容施設法の立法趣旨を全く理解しない明らかに誤ったものであり、独自の見解にすぎないと言わざるを得ない。

## 2 片渕証言に依拠する被告都の主張について

被告東京都は、準備書面(11)の27頁で、「過去には、保護室に収容中の者が突然走り出して、頭部を壁に打ち付けて、前頭部を自傷した事案があつたり（片渕32ページ）」などとして、証人尋問における被告都の証人である片渕証人の証言をもとに、保護室収容後にも自傷のおそれは認められるなどと主張する。

しかし、以下に引用する片渕証人調書32頁から34頁に記載されていると

おり、片渕証人の同証言は全く根拠を欠く、信用性の認められないものである。

被告東京都代理人寺本は、証人片渕に対して、「これまでにあなたの御経験上」、「実際」保護室内で戒具不使用のため自傷行為に及んだ人がいたか、「見たり経験したこと」はあるか、「具体的にはどういうことをやったんですか」などと質問し、あたかも証人片渕自身が経験した事実を証言しているかのような質問を行った。

しかし、その後の反対尋問で、証人片渕は、「いや、見てません」、人の話を聞いただけなどと述べるに至り、その証言は全く信用できないことが明らかとなった。被告東京都の主張は、このような証言に依拠するものであり、認められる余地のないものである。

#### 【片渕証人調書32頁から34頁】

被告東京都代理人寺本：これまでにあなたの御経験上、保護室の中に入ってる被留置者のかたで、戒具を使用して、いわゆるベルト手錠等を使用してなくて、自傷行為に実際、保護室内で及んだことっていうのを、見たり経験したことっていうのはありますか。

証人片渕：はい。

寺本：具体的にはどういうことをやったんですか。

片渕：突然走り出して、頭部を壁に打ちつけて、前頭部が破けてしまったというような形の自傷がありました。

寺本：そのかたは、保護室に入れたけど、戒具は使用してなかったんですね。

片渕：はい、してません。

原告代理人川上：その人は、それ、いつの話ですか。

片渕：アルジュンさんの前です。

川上：どれぐらい前の話ですか。

片渕：1年以上、2年ぐらい前だと思います。

川上：2年前の人ですか。

片渕：はい。

川上：1年かもしれない。

片渕：いや、1年以上前です。

川上：1年から2年の間ですか。

片渕：はい。

川上：その人は、新宿警察署の保護室に入れられて、保護室の中で走り出して、壁に頭をぶつけたと。

片渕：はい。

川上：それ、何中ですか。逮捕中なのか勾留中なのか。起訴前か起訴後か。

片渕：そこまではちょっと記憶ないです。

川上：何日目かは覚えてない。

片渕：はい。

川上：何でそこに、保護室に入れられたんですか。

片渕：それは私は確認しておりません。

川上：その人が保護室に入れられた理由は知らないの。

片渕：はい。

川上：保護室に走って頭をぶつけたときは見てたんですか。

片渕：いや、見てません。

川上：人の話を聞いただけですか。

片渕：そうです。

川上：そういう話を聞いたの。

片渕：私が勤務してるときに、そういう話を聞いたということです。

川上：片渕さんはじやあ、見てないんですね。

片渕：私自身は見てないです。

川上：じゃあ、又聞きですね。

片渕：そうですね。

以上